

# 介護職員処遇改善加算の届出手続きについて

## 1 介護職員処遇改善加算とは

介護職員処遇改善加算は、介護職員・訪問介護員・介護従業者として介護に従事している職員の賃金改善や職場環境の改善、キャリアパス等を目的に創設された加算です。

介護職員処遇改善加算の取得によって、介護職員への賃金を従来よりも増やすことができ、人材確保等にもつながります。加算を算定していない事業所は当該加算の活用をご検討ください。

なお、当該加算を取得する事業者は、加算の額を上回る賃金改善を実施し、加算の要件に応じた介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善等を行うとともに、それらを全介護職員に周知して毎年度計画書及び実績報告書を提出する必要があります。

## 2 加算届の届出単位

介護職員処遇改善加算については、他の加算と同様に事業所単位で、指定権者（県、市町村）あてに届出をお願いいたします。

複数の介護サービス事業所を有する介護サービス事業者については特例で、県内外を問わず複数の事業所間で一括して介護職員処遇改善計画書を作成することが認められています。ただし、その場合も事業所の指定権者ごとに届出が必要となります。

## 3 書類の提出先

サービスの種類	提出先
訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハ※、 短期入所生活介護（単独型、併設型）、 短期入所療養介護（一般指定のみ）、特定施設入居者生活介護	所管の福祉相談センター
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、 短期入所生活介護（空床型のみ）、短期入所療養介護（施設みなし）	高齢福祉課

※介護老人保健施設、介護医療院の施設みなしの通所リハは、老健の新規許可申請と同時の届出の場合のみ、他の加算と同様に高齢福祉課に提出してください。

## 4 届出方法

- 介護職員処遇改善加算は毎年度計画書を提出し、毎年度実績報告が必要です。
- **加算届及び計画書の提出期限**は、算定を受けようとする月の前々月の末日です。届出が遅れた場合、遅れた月数分だけ加算の算定ができなくなります。
- ・キャリアパス要件等の加算率変更により加算の種類が変更になる場合の届出期限は、以下の表のとおり他の加算と同じ期限になります。

	区分	算定を受けようとする月	提出期限	提出方法
加算届	新規届出分	例：10月から	8月末日	窓口持参
加算届	定期届出分	4月から	2月末日	郵送
変更	加算Ⅲ⇒Ⅰ 例：訪問介護	例：9月から	8月15日	窓口持参
変更	加算Ⅲ⇒Ⅰ 例：特定施設	例：9月から	8月末日	窓口持参

- ・ 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る）した場合やキャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合、事業所数の増減、法人の合併は、変更届が必要です。変更後10日以内に指定権者へ提出してください。

- **実績報告の提出期限**は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日です。  
(平成30年度にあつては、最後の加算の支払月が令和元年5月(平成31年3月サービス提供分)であれば令和元年7月末日となります。)

※消印有効

	区分	算定期間	提出期限	提出方法
定期報告	平成30年度分	平成30年4月から平成31年3月まで	令和元年7月31日	郵送
〃	令和元年度分	平成31年4月から令和2年3月まで	令和2年7月31日	郵送
〃	令和2年度分	令和2年4月から令和3年3月まで	令和3年7月31日	郵送
事業廃止	例： 平成30年12月末廃止	平成31年4月から平成31年12月まで	平成31年4月30日	郵送

- ・ 実績報告の提出は、加算の算定要件です。提出されませんと加算の算定要件を満たしていない不正請求として、全額返還になることがあります。
- ・ 介護職員に対し、加算の総額を上回る賃金改善を完了した上で、実績報告書を提出してください。
- ・ 介護職員別の支給月別内訳については、実地指導等で確認することがあるため、任意の書式で作成し保管してください。

## 5 留意事項

介護職員処遇改善加算について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があります。他都道府県においては、介護職員処遇改善加算の不正請求及び虚偽報告により、実際に取消処分を受けた事業所もございます。

また、介護職員処遇改善加算の要件上、事業所は常勤や非常勤等に関係なくすべての介護職員に処遇改善の内容（賃金改善の内容を含む）を周知しなければなりません。当該加算を算定している事業所につきましては、職員への周知漏れがないよう留意するとともに、適切に処遇改善が実施されるようお願いいたします。

- ※ 障害福祉サービスにおける「福祉・介護職員処遇改善加算」により実施した賃金改善の金額は、介護保険上の「介護職員処遇改善加算」の賃金改善額に含めることはできません。処遇改善加算によって障害福祉サービスで50万円、介護保険で100万円の加算金があった場合は、合計150万円を上回る賃金改善を行わなければなりません。